### 新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会 規約

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は、新井薬師前駅周辺地区まちづくり協議会(以下「本会」という。) と称する。

(区域)

第2条 新井薬師前駅周辺地区とは、上高田1~5丁目(全域)、新井5丁目(全域)、松 が丘1丁目(1~33番)(以下「本地区」という。)とする。

(位置づけ)

第3条 本会は、「新井薬師前駅周辺地区まちづくり検討会」を継承し、まちづくりの実現に向けた会とする。

(理念と目的)

第4条 本会は、本地区の「これからのふるさとまちづくり」を目指して、住民が主体となり、これまでに育んできた伝統・文化及び地域特性を活かしつつ、行政と協働して地域住民の生活・文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することにより、魅力的で活力があり、安全で安心な住みよいまちづくりを目指すことを基本理念として、地域住民参加による諸活動を行うことを目的とする。

## (活動内容)

- 第5条 本会は、前条に規定する理念と目的を達成するため、次の活動を行う。
  - (1) 本地区住民の生活の向上と地域活性化に関する事項
  - (2) 本地区の住民又は各種団体等との連携及び調整に関する事項
  - (3) 本地区の総合的施策に関する事項
  - (4) 行政等との協働に関する事項
  - (5) その他、本会の目的達成に必要な事項
- 2 本会は、政治活動及び布教等活動は行わない。

(会 員)

- 第6条 本会は、第4条に規定する理念と目的に賛同する者を会員として構成する。
- 2 会員の種別及び資格は、次のとおりとする。
- (1) 個人会員 本地区に居住する者、土地若しくは建物を所有する者又は営業する者
- (2) 団体会員 本地区に活動拠点を有する各種団体・組織及び法人等(以下「各種団体等」という。)
- (3) 賛助会員 本地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等

(入 会)

第7条 本会に入会しようとする者は、別途細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

# (退 会)

第8条 会員が、会員資格を失ったとき若しくは自ら退会の申し出があったときは、退会したものとみなす。この場合、会費は返還しない。

## (会 費)

第9条 会員は、年度ごとに会費を納入しなければならない。会費の額及び納入方法については、別途細則で定める。

## 第2章 役 員 等

## (役員の種別)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1)	会長	1名
(2)	副会長	若干名
(3)	事務局長	1名
(4)	会計	1名
(5)	部会長	若干名
(6)	監事	2名

#### (役員の選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

## (役員の職務)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、当該職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議のう え、会員及び関係機関・団体との連絡調整を行う。

### (役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (相談役)

第14条 本会は、相談役を置くことができる。

#### (事務局)

- 第15条 本会の事務局は会長宅に設置し、次に定める業務を行う。
  - (1) 本会の運営に関すること。
  - (2) 各部会の総括・調整に関すること

- (3) 各種事務手続き及び庶務に関すること
- (4) 会計事務に関すること

# 第3章 会 議

#### (会議の種別)

- 第16条 本会に、次の会議を設置する。
  - (1) 総会
  - (2) 運営委員会
  - (3) 部会

## 第4章 総 会

## (総会の構成)

第17条 総会は、第6条に規定する会員をもって構成する。

### (総会の審議事項)

- 第18条 総会は、次に掲げる事項を審議、議決する。
  - (1) まちづくり計画の策定に関する事項
  - (2) 活動計画及び活動報告に関する事項
  - (3) 予算及び決算に関する事項
  - (4) 役員の選任に関する事項
  - (5) 会費に関する事項
  - (6) 規約に関する事項
  - (7) その他本会の運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

- 第19条 総会は、会長が招集する。
- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後、概ね2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の3分の1以上の者から要求があったとき又は運営委員会において総会 開催の議決があったとき。

#### (総会の議長)

第20条 総会の議長は、会長または会長が指名する者が務める。

### (総会の定足数)

第21条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につい て書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。こ の場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。

#### (総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者した会員の過半数をもって決する。この場合において、議長は会員としての表決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会の議事録)

第23条 総会の議事については、必要事項を記載した議事録を作成しなければならない。

## 第5章 運 営 委 員 会

(運営委員会の構成)

- 第24条 運営委員会は、監事を除く役員をもって構成する。
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は運営委員会に出席することができる。

## (運営委員会の審議事項)

- 第25条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議、議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 総会及び役員会から提議された事項
  - (4) 会員の入退会に関する事項
  - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## (運営委員会の開催)

第26条 運営委員会は会長が招集する。

#### (運営委員会の議長)

第27条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (運営委員会の定足数)

第28条 運営委員会は、第24条第1項に規定する構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### 第6章 部 会

#### (部会の種別及び所掌業務)

- 第29条 第5条各号に掲げる事項について詳細な検討を行うため、必要に応じて部会を 置き、当該各号に定める活動を行うことができる。
  - (1) 企画・広報(本会の組織、企画及び情報発信などに関する活動)
  - (2) 福祉・環境(本地区住民の健康・福祉の増進及び環境保全に関する活動)
  - (3) 交通・道路(本地区の都市計画に関する活動)
  - (4) 防災・防犯(本地区の安全・安心の確保に関する活動)

## (5) その他まちづくりに関する事項

(部会の構成)

- 第30条 部会は、個人会員、団体会員及び賛助会員をもって構成する。
- 2 会員は、前条の部会のいずれかに属することとする。
- 3 部会には、部会長を置く。
- 4 部会長は、必要に応じて、部会に検討テーマに関する専門家等の出席を求め、又は資料等の提出を求めることができる。ただし、その選定については、事前に運営委員会の承認を得ることとする。
- 5 部会は原則として公開し、部会の承認を得た者は意見を述べることができる。

## 第7章 会計及び会計監査

(経費の支弁)

第31条 協議会の運営等に要する経費は、会費、寄付金、助成金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第33条 監事は、本会の会計監査において関係帳簿等を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

### 第8章 個人情報の保護及び情報公開

(個人情報の保護)

第34条 役員等本会に従事する者は、本会の活動を通じて得た個人情報により、 個人の権利及び利益が侵害されることがないよう、その保護に努めなければならない。

(情報公開)

第35条 会長は、本会の運営及び活動等に関し、会員から文書等の閲覧請求があった時は、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

#### 第9章 雑 則

第36条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て細則で定める。

附則

1 この規約は、平成28年4月25日(協議会設立の日)から施行する。